



自己資本の充実の状況

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
<コア資本に係る基礎項目>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	35,559	35,643
うち、出資金及び資本準備金の額	4,843	4,787
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	30,811	30,958
うち、外部流出予定額(▲)	71	71
うち、上記以外に該当するものの額	▲ 23	▲ 31
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	422	431
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	422	431
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	35,982	36,074
<コア資本に係る調整項目>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	20	12
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	20	12
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	20	12

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
<自己資本>		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	35,962	36,061
<リスク・アセット等>		
信用リスク・アセットの額の合計額	230,933	219,363
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(▲)		—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	17,632	7,739
信用リスク・アセット調整額	—	
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	248,566	227,103
<自己資本比率>		
自己資本比率 (ハ) / (二)	14.46%	15.87%

注1 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

注2 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、2024年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

注3 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。



自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和5年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	2,656	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	26,647	—	—
我が国の地方公共団体向け	12,107	—	—
地方公共団体金融機構向け	602	60	2
我が国の政府関係機関向け	801	80	3
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	440,879	88,175	3,527
法人等向け	16,591	6,386	255
中小企業等向け及び個人向け	10,363	6,065	242
抵当権付住宅ローン	87,996	30,148	1,205
三月以上延滞等	996	280	11
取立未済手形	134	26	1
信用保証協会等保証付	37,783	3,738	149
出資等	2,833	2,833	113
（うち出資等のエクスポージャー）	2,833	2,833	113
上記以外	50,022	92,900	3,716
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	27,947	69,869	2,794
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	827	2,068	82
（うち上記以外のエクスポージャー）	21,247	20,962	838
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	524	237	9
（うちルックスルー方式）	524	237	9
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(▲)	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー	690,942	230,933	9,237
合計(信用リスク・アセットの額)	690,942	230,933	9,237
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b=a×4%
	17,632		705
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	a		b=a×4%
	248,566		9,942

注1 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

注2 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注3 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

注5 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	2,594	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	31,026	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	13,507	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	601	60	2
我が国の政府関係機関向け	801	80	3
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	427,623	85,524	3,420
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	16,348	4,973	198
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	11,805	6,467	258
（うちトランザクター向け）	70	31	1
不動産関連向け	93,712	26,756	1,070
（うち自己居住用不動産等向け）	88,581	24,994	999
（うち賃貸用不動産向け）	5,130	1,762	70
（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
（うちADC向け）	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く）	1,354	502	20
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	56	10	0
取立未済手形	77	15	0
信用保証協会等による保証付	39,545	3,907	156
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
株式等	2,784	2,784	111
共済約款貸付	—	—	—
上記以外	44,761	87,696	3,507
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	27,947	69,869	2,794
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	685	1,713	68
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	16,128	16,113	644

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	666	584	23
(うちルックスルー方式)	666	584	23
(うちマンドート方式)	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(▲)	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー計	687,268	219,363	8,774
CVAリスク相当額÷8%(簡便法)	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	687,268	219,363	8,774
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b = a × 4 %
	7,739		309
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計		所要自己資本額
	a		b = a × 4 %
	227,103		9,084

注1 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

注2 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注3 「上記以外」には、未決済取引・その他資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,739
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	309
BI	5,159
BIC	619

注 オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

信用リスクに関する事項

(1)標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の信用格付業者による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

信用格付業者
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

注 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する信用格付業者の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポートジャー	信用格付業者	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポートジャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポートジャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポートジャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポートジャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(2)信用リスクに関するエクスポートジャー(地域別、業種別、残存期間別)及び延滞エクスポートジャーの期末残高

(単位:百万円)

		令和5年度				令和6年度			
		信用リスクに関するエクスポートジャーの残高			三月以上 延滞エクス ポートジャー	信用リスクに関するエクスポートジャーの残高			延滞エクス ポートジャー
			うち 貸出金等	うち 債券			うち 貸出金等	うち 債券	
法人	農業	894	879	—	—	912	902	—	13
	林業	8	7	—	—	10	9	—	—
	水産業	4	4	—	—	6	6	—	—
	製造業	1,229	164	1,002	14	1,628	328	1,202	21
	鉱業	—	—	—	—	0	0	—	—
	建設・不動産業	1,787	426	701	66	1,746	481	701	190
	電気・ガス 熱供給・水道業	8,731	12	8,719	—	8,832	11	8,821	—
	運輸・通信業	4,411	40	4,307	—	4,381	43	4,307	—
	金融・保険業	470,430	—	1,002	—	457,366	—	1,202	—
	卸売・小売・飲食 サービス業	3,830	963	1,404	18	3,680	814	1,404	163
	日本国政府 地方公共団体	38,487	6,124	32,362	—	43,341	6,202	37,139	—
	上記以外	93	89	—	83	98	94	—	78
個人		140,503	140,447	—	813	144,180	144,125	—	942
その他		20,005	—	—	—	20,414	926	—	—
業種別残高計		690,417	149,159	49,501	996	686,601	153,946	54,779	1,411
1年以下		439,013	832	401		428,566	842	200	
1年超3年以下		3,098	2,797	300		3,601	2,899	701	
3年超5年以下		6,190	4,787	1,403		5,239	4,536	702	
5年超7年以下		6,101	3,695	2,406		6,406	3,598	2,808	
7年超10年以下		9,241	5,432	3,808		11,890	5,383	6,506	
10年超		165,699	124,519	41,180		171,104	127,244	43,860	
期限の定めのないもの		61,071	7,094	—		59,793	9,441	—	
残存期間別残高計		690,417	149,159	49,501		686,601	153,946	54,779	

注1 信用リスクに関するエクスポートジャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャーに該当するもの、証券化エクスポートジャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注2 「貸出金等」とは、貸出金のほかコミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートジャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

注3 「三月以上延滞エクスポートジャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポートジャーをいいます。

注4 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

注5 「延滞エクスポートジャー」とは、次の事由が生じたエクスポートジャーのことをいいます。

(1)金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

(2)重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

(3)3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

(3)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	427	422	—	427	422	422	431	—	422	431
個別貸倒引当金	966	848	23	942	848	848	861	0	848	861

(4)業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令和5年度						令和6年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	11	—	—	11	—
	製造業	22	17	—	22	17	—	17	17	—	17	17	—
	建設・不動産業	101	79	—	101	79	—	79	103	—	79	103	—
	卸売・小売 飲食・サービス業	68	34	—	68	34	—	34	34	—	34	34	—
	その他	68	57	2	65	57	—	57	61	—	57	61	—
個人		705	659	21	684	659	—	659	633	0	658	633	—
業 種 別 計		966	848	23	942	848	—	848	861	0	848	861	—

注 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

(5)信用リスク・アセット残高内訳表

[令和6年度]

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの 加重平均値(%)
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	2,594	—	2,594	—	—	—
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	0	31,026	—	31,026	—	—	—
外国の中央政府及び 中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	12,580	9,268	12,580	926	—	—
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	601	—	601	—	60	10
我が国の政府関係機関向け	10～20	801	—	801	—	80	10
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	20～150	427,623	—	427,623	—	85,524	20
（うち第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	16,327	203	16,327	20	4,973	30
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	11,481	3,239	9,742	323	6,467	64
（うちトランザクター向け）	45	—	705	—	70	31	45
不動産関連向け	20～150	93,712	—	93,399	—	26,756	29
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	88,581	—	88,353	—	24,994	28
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	5,130	—	5,046	—	1,762	35
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—

(うちADC向け)	100~150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他 資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産 関連向けを除く。)	50~150	490	275	467	18	502	103
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	100	56	—	56	—	10	19
取立未済手形	20	77	—	77	—	15	20
信用保証協会等による保証付	0~10	39,545	—	39,079	—	3,907	10
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250~400	2,784	—	2,784	—	2,784	100
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100~1250	44,746	—	44,746	—	87,696	196
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	—	—	—	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段の うち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連 調達手段に該当するもの以外のものに係るエク スポージャー)	250~400	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫または農業協同組合連合会 の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	27,947	—	27,947	—	69,869	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない 部分に係るエクスポージャー)	250	685	—	685	—	1,713	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える 議決権を保有している他の金融機関等に係る その他外部TLAC関連調達手段に係るエク スポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える 議決権を保有していない他の金融機関等に係る その他外部TLAC関連調達手段に係るエク スポージャー)	150	—	—	—	—	—	—
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	16,113	—	16,113	—	16,113	100
リスク・ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャー	—	666	—	666	—	584	88
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエク スポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの 額に算入されなかったものの額(▲)	—	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	—	—	—	—	—	219,363	—

注 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

(6) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後の エクスポージャーの額

[令和6年度]

(単位：百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け	31,026		－		－		－		－		－		31,026
外国の中央政府及び中央銀行向け	－		－		－		－		－		－		－
国際決済銀行等向け	－		－		－		－		－		－		－
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		合計
我が国の地方公共団体向け	13,507		－		－		－		－		－		13,507
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－		－		－		－		－		－		－
地方公共団体金融機構向け	－		601		－		－		－		－		601
我が国の政府関係機関向け	－		801		－		－		－		－		801
地方三公社向け	－		－		－		－		－		－		－
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		合計
国際開発銀行向け	－		－		－		－		－		－		－
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	427,623		－		－		－		－		－		427,623
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	－		－		－		－		－		－		－
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		合計
カバード・ボンド向け	－		－		－		－		－		－		－
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		合計
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	11,022		5,113		－		－		－		211		16,348
(うち特定貸付債権向け)	－		－		－		－		－		－		－
	100%		150%		250%		400%		その他		合計		
劣後債権及びその他資本性証券等	－		－		－		－		－		－		－
株式等	－		－		2,784		－		－		－		2,784
	45%		75%		100%		その他		合計				
中堅中小企業等向け及び個人向け	70		6,734		458		2,803		10,066				
(うちトランザクター向け)	70		－		－		－		70				
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け	23,594	2,781	10,807	－	－	－	4,645	3,588	－	8,678	－	34,258	88,353
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向けうち賃貸用不動産向け	3,406	301	－	1,252	－	15	－	－	56	－	14	5,046	
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け	－		－		－		－		－		－		－
	60%				その他				合計				
不動産関連向けうちその他不動産関連向け	－				－				－				
	100%			150%			その他			合計			
不動産関連向けうちADC向け	－			－			－			－			
	50%		100%		150%		その他		合計				
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	209		32		243		1		486				
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－		－		－		56		56				
	0%		10%		20%		100%		その他		合計		
現金	2,594		－		－		－		－		2,594		
取立未済手形	－		－		77		－		－		77		
信用保証協会等による保証付	－		39,068		－		－		10		39,079		
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－		－		－		－		－		－		
共済約款貸付	－		－		－		－		－		－		

注 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

(7)信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高 (単位：百万円)

			令和5年度		
			格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果 勘案後残高	リスク・ウェイト	0%	－	44,107	44,107
	リスク・ウェイト	10%	－	41,627	41,627
	リスク・ウェイト	20%	7,414	441,014	448,428
	リスク・ウェイト	35%	－	85,532	85,532
	リスク・ウェイト	50%	8,220	751	8,971
	リスク・ウェイト	75%	－	8,047	8,047
	リスク・ウェイト	100%	－	24,855	24,855
	リスク・ウェイト	150%	－	71	71
	リスク・ウェイト	250%	－	28,775	28,775
	その他		－	－	－
リスク・ウェイト 1250%			－	－	－
計			15,634	681,263	690,417

注1 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注2 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は信用格付業者による依頼格付のみ使用しています。

注3 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

注4 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るものなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(8)資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重 平均値(%)	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	605,237	9,268	10	603,756
40%～70%	23,537	786	10	23,573
75%	6,651	1,734	10	6,734
80%	－	－	－	－
85%	512	742	10	586
90%～100%	680	247	10	702
105%～130%	56	－	－	56
150%	228	151	10	243
250%	2,784	－	－	2,784
400%	－	－	－	－
1250%	－	－	－	－
その他	15	57	10	17
合計	639,704	12,987	10	638,454

注 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

(1)信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

(2)信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	
	適格金融資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関向け及び証券会社向け	—	—
法人等向け	8	—
中小企業等向け及び個人向け	38	615
抵当権付住宅ローン	0	2,181
三月以上延滞等	—	22
上記以外	11	15
合 計	58	2,834

注1 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

注2 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注3 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	
	適格金融資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	90	2,108
自己居住用不動産等向け	—	47,021
賃貸用不動産向け	—	14
事業用不動産関連向け	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	0	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	53
中央清算機関関連	—	—
上記以外	—	—
合 計	91	49,198

注1 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注2 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

注3 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

CVAリスク(※)に関する事項

該当する取引はありません。

※派生商品(デリバティブ)取引において、相手方の信用力を評価額に反映させる調整額(CVA)が、相手方の信用力の低下等により変動するリスクのこと。

マーケット・リスク(※)に関する事項

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

※金利、為替、株式等の様々なリスク要因が変動することにより、資産・負債の価値の変動、資産・負債から生み出される収益の変動によって損失を被るリスクのこと。一定要件を満たす場合、自己資本比率算出においてマーケット・リスクを不算入とする事ができる。

◇リスク管理の方針および手続の内容

当ＪＡでは、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

○オペレーショナル・リスク管理方針

当ＪＡでは、オペレーショナル・リスク管理方針を策定し、オペレーショナル・リスクを「収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスク」と定義しています。当該リスクにつきましては、以下のとおり「事務リスク管理規程」、「システムリスク管理マニュアル」等を策定して管理を行っております。

○事務リスク管理規程

当ＪＡでは、事務リスクを「役職員が関連法令・定款・規約・規程・要領等(以下「諸規程」という。)に定められたとおり事務処理を行うことを怠ること、あるいは事故・不正等を起こすことにより、当ＪＡが損失を被るリスク」と定義しており、以下のとおり各部署が責務を果たすことで事務リスクの削減及び再発防止に取り組んでおります。

(1)支店長・事業所長

- ①正確かつ効率的な事務の徹底に係る職員の指導
- ②事務ミス発生後の事務対応及び再発防止策の策定

(2)事業所管部署

- ①事務所で行う事務処理の助言・指導
- ②事務ミス発生後の修復に必要な事務対応に係る指示
- ③再発防止策の検証・定着状況の確認

(3)内部監査部署

- ①支店・事務所等、事業所管部署およびリスク管理部署に求められる役割が適切に実施されているかの確認
- ②事務管理態勢の適切性・有効性の検証および評価

○システムリスク管理マニュアル

当ＪＡでは、システムリスクを「コンピューターシステムの停止または誤作動などシステムの不備等、またはコンピューターの不正使用により、組合が経営上損失を被るリスク」と定義しており、システムリスク管理マニュアルを策定のうえ対応を行っております。リスク管理にあたっては、システムリスク管理担当部署を設置し、統一システム(信連、全農、全共連、地区電算が開発・運用するシステム)について各事業部門と連携して各部門毎にリスク管理態勢を構築することで、各部門責任者がトラブルの未然防止の視点、トラブル発生時の視点において適正な行動がとれるよう具体的な取組方を示しております。

◇BIの算出方法

BI(事業規模指標)の額は、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)およびFC(金融商品要素)を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数)は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無(特殊損失を除外した場合には、その理由も含む)

該当ありません。

出資等または株式エクスポージャーに関する事項

(1) 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	211	211	219	219
非 上 場	29,902	29,902	29,915	29,915
合 計	30,114	30,114	30,134	30,134

注 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(3) 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
39	7	—	5	12	—

(4) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
8	15	9	42

(5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	524	666

(1)金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

変動はありません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

(2) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
1	上方パラレルシフト	4,309	3,216	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	103	491
3	スティープ化	5,742	5,092		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	778	1,627		
7	最大値	5,742	5,092	103	491
		令和5年度		令和6年度	
8	自己資本の額	35,962		36,061	

- ・「ΔEVE」とは金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。



連結情報

グループの概況

J Aめぐみのグループは、当 J A、子会社(可茂中央市場㈱、(有)おくみの農援隊、(有)アグリサービス郡上、(有)アグリアシストみのかも、(有)土利夢ファーム可児、(有)中濃農産)で構成されています。

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は「可茂中央市場㈱」です。連結自己資本比率を算出する対象となる子会社と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる子会社に相違はありません。

(1) グループの事業系統図

J Aめぐみのグループ

本店・支店・営業所(58ヵ所)
営農経済センター(7ヵ所)
その他事業所(44ヵ所)

連結子会社：可茂中央市場㈱(青果物卸売業)

非連結子会社：(有)おくみの農援隊(農作業受委託業) (有)アグリサービス郡上(農作業受委託業)
(有)アグリアシストみのかも(農作業受委託業) (有)土利夢ファーム可児(農作業受委託業)
(有)中濃農産(農作業受委託業)